

平成18年4月14日

各位

会社名 株式会社レナウン
代表者 代表取締役社長 岡 康久
(コード番号 3606 東証第一部)
問合せ先 経営企画室広報担当部長
伊東 甲二
(: 03-5496-8485)

定款変更に関するお知らせ

当社は、平成18年4月14日開催の当社取締役会において、定款の一部変更の承認を求める議案を平成18年5月25日開催の当社第2回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第87号)が平成17年2月1日に施行され、電子公告制度の導入が認められたことに伴い、周知性の向上及び合理化を図るため、電子公告を採用することとし、現行定款第4条に所要の変更を行うものであります。また、同制度の導入に伴い、不測の事態に備え、予備的な公告方法を定めるものであります。
- (2) 当社は会計監査人の設置義務がある大会社であり、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年7月26日法律第87号)に基づき、会計監査人に関する事項を定めるため、変更案第4条を新設するものであります。
- (3) 「会社法」(平成17年法律第86号)では、定款の定めにより単元未満株主の権利を制限することができることから、変更案第10条を新設するものであります。
- (4) 「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)第94条第1項の規定により、株主総会参考書類等をインターネットを利用する方法で開示することで株主に対し提供したものとみなすことが認められたことに伴い、株主総会運営の合理化を目的として、変更案第17条を新設するものであります。
- (5) 「会社法」(平成17年法律第86号)第370条により、取締役会の決議事項について取締役全員が書面等による同意を示したときは、取締役会の決議があったものとみなすことが認められたことに伴い、取締役会運営の効率化を図り、機動的な経営を可能にするため、変更案第26条を新設するものであります。

(6) 上記以外は、表現および参照条文を会社法に合わせるための変更およびわかりやすい表現に変更するものであります。

(7) その他、条文の新設に伴い、必要な条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示すものであります。)

現行定款	変更案
<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (商 号)</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (商 号)</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>第 2 条 (目 的)</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第 2 条 (目 的)</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>第 3 条 (本店の所在地)</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第 3 条 (本店の所在地)</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 4 条 (機関)</p> <p><u>当社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>(1) <u>取締役会</u></p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p>
<p>第 4 条 (公告の方法)</p> <p>当社の公告は東京都において発行する日本経済新聞に記載する。</p>	<p>第 5 条 (公告の方法)</p> <p>当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>

第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
<p>第 5 条（発行する株式の総数）</p> <p>当社の発行する株式の総数は 14,000 万株とする。</p> <p><u>ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</u></p>	<p>第 6 条（発行可能株式総数）</p> <p>当社の発行可能株式総数は 14,000 万株とする。</p>
(新設)	<p>第 7 条（株券の発行）</p> <p><u>当社は株式に係る株券を発行する。</u></p>
<p>第 6 条（自己株式の取得）</p> <p>当社は<u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p>第 8 条（自己株式の取得）</p> <p>当社は<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会決議によって自己株式を取得することができる。</u></p>
<p>第 7 条（1 単元の株式数及び単元未満株券の不発行）</p> <p>当社の 1 単元の株式の数は 100 株とする。当社は 1 単元の株式の数に満たない株式に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p>	<p>第 9 条（単元株式数及び単元未満株券の不発行）</p> <p>当社の単元株式数は 100 株とする。当社は第 7 条の規定にかかわらず、<u>単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>
(新設)	<p>第 10 条（単元未満株式についての権利）</p> <p><u>当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>
<p>第 8 条（株式の取扱）</p> <p>当社の株式に関する取扱については、<u>取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>第 11 条（株式の取扱）</p> <p>当社の株式に関する取扱及び手数料は、<u>法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p>

<p>第 9 条（名義書換代理人）</p> <p>当社は株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議により選定し、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p>	<p>第 12 条（株主名簿管理人）</p> <p>当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p>
<p>第 10 条（基準日）</p> <p>当社は毎決算期現在の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>前項その他定款に定めがある場合のほか、必要があるときは予め公告して、基準日を設定することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 11 条（株主総会の招集）</p> <p>定時株主総会は毎決算期の翌日から 3 ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じこれを招集する。</p>	<p>第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 13 条（株主総会の招集）</p> <p>定時株主総会は毎事業年度終了の翌日から 3 ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 14 条（定時株主総会の基準日）</p> <p>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 2 月末日とする。</p>
<p>第 12 条（株主総会の招集権者）</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第 15 条（株主総会の招集権者）</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>第 13 条（株主総会の招集地）</p> <p>株主総会は本店所在地または東京都江東区、渋谷区及びこれらの隣接地において開催することができる。</p>	<p>(削除)</p>

<p>第 14 条（株主総会の議長） （条文省略）</p>	<p>第 16 条（株主総会の議長） （現行どおり）</p>
<p>（新設）</p>	<p>第 17 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>第 15 条（議決権の代理行使） 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は当会社の議決権を行使することができる株主でなければならない。 その株主または代理人は株主総会ごとに委任状を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>第 18 条（議決権の代理行使） 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は当会社の議決権を行使することができる株主 1 名でなければならない。 その株主または代理人は株主総会ごとに委任状を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>第 16 条（株主総会の決議方法） 株主総会の決議は法令に別段の定めある場合を除くほか、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。 商法第 3 4 3 条に定める特別決議は総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。</p>	<p>第 19 条（株主総会の決議方法） 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p>
<p>第 4 章 取締役及び取締役会 第 17 条（取締役の定員及び選任） 当会社の取締役は 3 名以上 12 名以内とし、株主総会において選任する。 取締役の選任決議は総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要し、累積投票によらない。</p>	<p>第 4 章 取締役及び取締役会 第 20 条（取締役の定員及び選任） 当会社の取締役は 3 名以上 12 名以内とし、株主総会の決議によって選任する。 取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらない。</p>

<p>第 18 条（取締役の任期）</p> <p>取締役の任期は就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>増員または補欠として就任した者の任期は、他の在任取締役の残任期間とする。</p>	<p>第 21 条（取締役の任期）</p> <p>取締役の任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>増員または補欠として選任された者の任期は、他の在任取締役の残任期間とする。</p>
<p>第 19 条（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>取締役会の決議により取締役中より取締役会長 1 名、取締役副会長若干名、取締役社長 1 名ならびに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>第 22 条（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>取締役会はその決議によって取締役中より取締役会長 1 名、取締役副会長若干名、取締役社長 1 名ならびに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。</p>
<p>第 20 条（取締役会）</p> <p>（条文省略）</p>	<p>第 23 条（取締役会）</p> <p>（現行どおり）</p>
<p>第 21 条（取締役会の招集）</p> <p>取締役会は取締役会長がこれを招集する。</p> <p>会長に事故あるときは予め取締役会の定める順序に従い、他の取締役がこれを代行する。</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第 24 条（取締役会の招集）</p> <p>取締役会は取締役会長がこれを招集する。</p> <p>会長に事故あるときは予め取締役会の定める順序に従い、他の取締役がこれを代行する。</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>また、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第 22 条（取締役会の議長）</p> <p>（条文省略）</p>	<p>第 25 条（取締役会の議長）</p> <p>（現行どおり）</p>
<p>（新設）</p>	<p>第 26 条（取締役会の決議の省略）</p> <p>当会社は会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p>

<p>(新設)</p>	<p><u>第 27 条 (報酬等)</u> <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第 5 章 監査役及び監査役会 第 23 条 (監査役の定員及び選任) 当会社の監査役は 3 名以上とし、株主総会において選任する。 監査役の選任決議は総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要する。</p>	<p>第 5 章 監査役及び監査役会 第 28 条 (監査役の定員及び選任) 当会社の監査役は 3 名以上とし、株主総会において選任する。 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p><u>第 24 条 (補欠監査役の選任)</u> <u>当会社は、法令または定款に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、予め株主総会において補欠監査役を選任することができる。この場合の選任手続は前条の定めによる。</u> <u>予め選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</u> <u>予め選任された補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に招集される定時株主総会が開催される時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 25 条 (監査役の任期) 監査役の任期は就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 補欠として就任した者の任期は前任者の残任期間とする。</p>	<p>第 29 条 (監査役の任期) 監査役の任期は選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 任期の満了前に退任した監査役の補欠として就任した者の任期は前任者の残任期間とする。</p>
<p>第 26 条 (常勤の監査役及び常任監査役) 監査役は互選により常勤の監査役を定め、必要により常任監査役を定めることができる。</p>	<p>第 30 条 (常勤の監査役及び常任監査役) 監査役会はその決議によって常勤の監査役を選定し、必要により常任監査役を定めることができる。</p>

<p>第 27 条（監査役会） （条文省略）</p>	<p>第 31 条（監査役会） （現行どおり）</p>
<p>第 28 条（監査役会の招集通知） 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第 32 条（監査役会の招集通知） 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>第 33 条（報酬等） <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第 6 章 計 算</p> <p>第 29 条（決算期） 当会社の営業年度は毎年 3 月 1 日より翌年 2 月末日までとし、<u>営業年度の末日を決算期とする。</u></p>	<p>第 6 章 計 算</p> <p>第 34 条（決算期） 当会社の事業年度は毎年 3 月 1 日より翌年 2 月末日までとし、<u>事業年度の末日を決算期とする。</u></p>
<p>第 30 条（利益の配当） <u>株主配当金は毎決算期現在の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載若しくは記録の株主または登録質権者に支払うものとする。</u></p>	<p>第 35 条（剰余金の配当の基準日） <u>当会社の期末配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。</u></p>
<p>第 31（利益の配当の除斥期間） <u>株主配当金はその支払開始の日から起算して満 3 年を経過したときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。なお、配当金には利息をつけない。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第 36 条（配当金の除斥期間） <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から起算して満 3 年を経過したときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。なお、配当金には利息をつけない。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>

以 上